

2007 年 12 月 18 日
株式会社みずほ銀行

振り込め詐欺被害者救済法への対応について

株式会社みずほ銀行（頭取：杉山清次）は、振り込め詐欺被害者救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）の成立を踏まえ、本日、「振り込め詐欺資金返還コールセンター（以下「センター」といいます）」を開設いたしましたのでお知らせいたします。

振り込め詐欺被害者救済法は、被害者救済の観点から、現在、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続等について定めた法律です。本法律の施行は、公布の日から 6 ヶ月後の 2008 年 6 月であり、被害金返還のための具体的な手続きは今後定まることとなります。

当行は、本法律が施行される 2008 年 6 月以降、同法に則って、お申し出があった被害者の方々に当行の口座に滞留する振り込め詐欺等の犯罪被害資金を返還すべく対応を行う方針です。

<センターの概要>

- ・本センターでは、振り込め詐欺被害者救済法の施行に先立ち、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の口座に振り込んだ方からのご照会をお受けさせていただきます。
- ・なお、本法律による被害資金の返還が始まるのは同法律が施行される 2008 年 6 月以降となりますので、それまでは被害のお申し出を承り、実際に資金返還の手続きが行われる際にあらためてご連絡を差しあげる取り扱いとなります。

（フリーダイヤル）	：	0 1 2 0 - 2 3 3 - 8 6 2
（受付時間）	：	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日、12/31、1/1～3） AM 9：00～PM 5：00

みずほ銀行は、今後とも、振り込め詐欺等の防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

以上